

植物防疫所 病虫害情報

No. 63
2001・3・15

植物検疫措置に関する国際基準

—サーベイランスのためのガイドライン及びある地域におけるペストステータスの決定—

国際植物防疫条約事務局が中心となって策定が進められている植物検疫に関する国際基準は、これまでに10の基準が承認・刊行されている。これまでに、本誌において、国際基準の策定に至る経緯及び概要について説明し(第51号)、幾つかの基準については解説した(表)。今回は、1997年に承認・刊行された6番目の基準「サーベイランスのためのガイドライン」及び1998年に承認・刊行された8番目の基準「ある地域におけるペストステータスの決定」について紹介する。

「サーベイランスのためのガイドライン」は、病虫害の発生確認のための調査やモニタリングの構成要素とともに病虫害の危険度解析あるいは病虫害無発生地域や病虫害リストの作成において利用する情報の提供について記述している。

「ある地域におけるペストステータスの決定」では、病虫害のステータスを決定するために用いられる病虫害記録に必要な基本的情報の項目を挙げ、その情報源の信頼度を表にして明示するとともに、病虫害のステータスを3つの範疇に分け説明している。また、病虫害のステータスの決定に有用な参考文献を示している。

なお、これまでに刊行された基準は国際植物防疫条約のホームページで見ることができる(アドレスは、<http://www.fao.org/waicent/faoinfo/agricult/agp/agpp/pq/>)。

〔サーベイランスのためのガイドライン〕

国際基準の植物検疫用語集において、サーベイランスとは、「調査、モニタリング又はその他の手続きによって病虫害の発生又は無発生に関するデータを収集し記録する公的な手順」と定義されている。

サーベイランスには、一般的サーベイランスと特定調査の2つのタイプがある。

1 一般的サーベイランス

ある地域に関係する特定の病虫害についての情報を、国や地方の政府機関、大学や学会、生産者、科学や貿易に関する刊行物、その他の多くの情報源から集める方法である。各国は、集めた情報を整理、保管し、利用するための検索システムを開発することが勧告されている。

2 特定調査

決められた期間ある地域の特定の場所に関する病虫害の情報を収集する方法で、発見調査や境界設定調査あるいはモニタリング調査等の公的調査である。これらの調査は、国の植物防疫機関により承認された調査計画に従い行われる。調査計画には、調査の目的、対象病虫害、調査範囲や時期、統計的基礎、調査方法等が含まれる。

調査の結果得られる情報は、主に国の植物防疫機関による病虫害無発生の宣言に利用される他、新たな病虫害の早期発生確認あるいは地域植物防疫機関やFAO等の機関への報告にも利用される。

3 診断体制

国の植物防疫機関は、一般的サーベイランス及び特定調査を支援するため、適切な診断体制を整備し、その利用を確保しなければならない。

4 記録の保持及び透明性

国の植物防疫機関は、一般的サーベイランス及び特定調査から得られた記録を保持し、要求があれば、報告書を配布しなければならない。

〔ある地域におけるペストステータスの決定〕

国際基準の植物検疫用語集において、(ある地域における)ペストステータスとは、「現在及び過去の病虫害記録及びその他の情報に基づいて専門家の判断を用い、公的に決定されるある地域におけるある病虫害の現時点における存在又は非存在であって、適切な場合、その分布を含む」

と定義されており、病虫害のステータスは、「存在」、「非存在」及び「一時的発生」で記述される。

1 病虫害の存在

記録によって土着か侵入したものであることが示されていれば、ある病虫害は存在していることになり、その記録によって、「当該国全土に存在」又は「特定の地域のみ存在」等のように決定される。

2 病虫害の非存在

病虫害の非存在の確認は、病虫害記録及びサーベイランスにより行われ、状況によって次のように決定される。

病虫害記録がない：一般的サーベイランスにより現在非存在であること及び記録されたことがないことが示されている。

根絶された：病虫害記録は過去に当該病虫害が存在していたことを示しているが、病虫害根絶計画が実施され、成功し、サーベイランスにより継続して非存在であることが確認されている。

もはや存在しない：過去、一時的に発生又は定着したが、一般的サーベイランスによってもはや存在しないことを病虫害記録が示している。

3 病虫害の一時的発生

ある病虫害が存在はしているが、技術的評価の結果、定着しそうにない場合、病虫害のステータスは一時的発生と考えられる。一時的発生には対応の仕方により次の3タイプがある。

対応しない：病虫害は、一個体のみ又は隔離された個体群のみとして発見され、生き残ることは予想されないため、植物検疫措置は適用されていない。

サーベイランスで対応：病虫害は、一個体又

は隔離された個体群として発見され、近い将来まで生き残ることができ、定着するとは考えられないため、サーベイランスを含む適切な検疫措置が適用されている。

根絶措置で対応：病虫害は、隔離された個体群として発見され、近い将来生き残ることができ、根絶を目的とした検疫措置がなされない場合定着することができるため、根絶を目的とした植物検疫措置が執られている。

4 ベストステータスの決定及び報告の実施

病虫害のステータスの決定は各種の裏付け情報に基づいて専門家による判断の後、国の植物防疫機関によって行われる。本基準は、決定した病虫害のステータスについて各国の報告義務については記述していないが、正当性のない貿易の障壁とならないよう、また、病虫害の侵入及びまん延につながらないように関係国あるいは関係機関に対して正確な報告を適切な時期に行うことを推奨している。

〔国際基準との調和〕

植物検疫に関する国際基準は、表に掲げる基準以外にも多くの基

準の検討が進められている。植物防疫関係の主な国際的取り決めには「国際植物防疫条約」の他にWTO協定の中の「衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS協定)」があり、SPS協定には「原則として国際基準に基づいた検疫措置をとること」が定められている。従って、国際基準に反することはSPS協定に違反することとなりWTOに提訴されることもあり得る。このようなことから、我が国の国内事情を反映させた検疫制度を整えていくためにも、国際基準の策定にあたっては我が国の立場を主張し、国際基準と我が国の植物検疫制度を調和させていく必要がある。

これまでに承認・刊行された植物検疫措置に関する国際基準

2001年1月現在

番号	名 称	承認年	刊行年月	本紙掲載年月(号数)
1	国際貿易に関する植物検疫の原則 Principles of Plant Quarantine as Related to International Trade	1993	1995. 2	
2	病虫害危険度解析に関するガイドライン Guidelines for Pest Risk Analysis	1995	1996. 2	1997.7 (52号)
3	外来生物防除資材の輸入と放飼に係る取扱規約 Code of Conduct for the Import and Release of Exotic Biological Control Agents	1995	1996. 2	
4	病虫害無発生地域の設定のための必要条件 Requirements for the Establishment of Pest Free Areas	1995	1996. 2	1997.11 (53号)
5	植物検疫用語集 (改訂版) Glossary for Phytosanitary Terms	1999	1999.10	
6	サーベイランスのためのガイドライン Guidelines for Surveillance	1997	1997.11	2001.3 (63号)
7	輸出証明システム Export Certification System	1997	1997.11	
8	ある地域におけるベストステータスの決定 Determination of Pest Status in an Area	1998	1998.11	2001.3 (63号)
9	病虫害根絶計画のためのガイドライン Guidelines for Pest Eradication Programmes	1998	1998.11	1999.7 (58号)
10	病虫害無発生生産地及び病虫害無発生生産用地の設定のための必要条件 Requirements for the establishment of Pest Free Places of Production and Pest Free Production Sites	1999	1999.10	